B　①有限会社グローバルツーリング　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4976号　④有限会社グローバルツーリング　東京都練馬区小竹町二丁目30番９号　代表取締役　野澤穣二　⑤本社営業所　東京都練馬区小竹町２丁目30番９号　⑥平成13年３月19日　⑧平成23年９月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都練馬区小竹町二丁目30番９号　有限会社グローバルツーリング　代表取締役　野澤穣二

B　①エースツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1225号　④山田信雄　大阪市住吉区南住吉２―14―15―402　⑤エースツーリスト　大阪市住吉区南住吉２―14―15―402　⑥昭和60年６月19日　⑧平成22年６月19日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市住吉区南住吉２―14―15―402　山田信雄

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年 10 月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①旅専家吉良　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1117号　④鈴木克己　西尾市吉良町上横須賀宮前124番地　⑤本社営業所　西尾市吉良町上横須賀宮前101番地　⑥平成15年１月14日　⑦平成23年９月６日　⑧60万円　⑨300万円

A　①ＡＴ国際旅行会社　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３―460号　④青山鉄壮　前橋市野中町73番地２　⑤本社営業所　前橋市野中町73番地２　⑥平成22年11月19日　⑦平成23年９月８日　⑧60万円　⑨300万円

A　①日本総合旅行株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―2481号　④日本総合旅行株式会社　東京都渋谷区桜丘町29番５号　代表取締役　塩野章　⑤本社営業所　東京都渋谷区桜丘町29番５号　⑥昭和58年10月26日　⑦平成22年３月30日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①有限会社トラベルステージ　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―839号　④有限会社トラベルステージ　名古屋市名東区藤が丘141番地藤が丘駅前ビル　取締役　樋田進　⑤本社営業所　名古屋市名東区藤が丘141番地藤が丘駅前ビル　⑥平成６年11月21日　⑦平成23年９月28日　⑧60万円　⑨300万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①株式会社ヤマズジャパン　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1809号　④株式会社ヤマズジャパン　東京都中央区日本橋箱崎町44番７号　代表取締役　石川政治　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋箱崎町44番７号　⑥平成18年10月３日　⑦平成23年９月29日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年 10 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ティー・エイチ・エス　②東京都知事(6)51636　③代表取締役　下平和夫　④東京都千代田区神田駿河台２－８瀬川ビル　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田駿河台２－８瀬川ビル　株式会社ティー・エイチ・エス　代表取締役　下平和夫

①神子不動産株式会社　②東京都知事(6)44915　③代表取締役　神子朗　④東京都杉並区荻窪五丁目21番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都杉並区荻窪五丁目21番８号　神子不動産株式会社　代表清算人　神子諭

①浜松開拓農業協同組合　②静岡県知事(7)第5673号　③代表理事　戸田久市　④静岡県浜松市中区高丘西二丁目34番30号　⑤1000万円　⑥静岡県知事　⑦静岡県浜松市中区高丘西二丁目34番30号　浜松開拓農業協同組合　代表理事　戸田久市

①株式会社サワダ　②三重県知事(3)2732　③代表取締役　澤田まき子　④三重県鈴鹿市長澤町1123番地　⑤中期利付き国庫債券（５年）1000万円　⑥三重県知事　⑦三重県鈴鹿市長澤町1123番地　株式会社サワダ　代表取締役　澤田まき子

①宇部興産株式会社　②国土交通大臣(6)3622　③代表取締役　竹下道夫　④山口県宇部市大字小串1978番地の96　廃止した従たる事務所　東京都港区芝浦１－２－１　⑤500万円　⑥中国地方整備局長　⑦山口県宇部市大字小串1978番地の96　宇部興産株式会社　代表取締役　竹下道夫